

県南広域振興局長告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年1月26日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社ヤマフジ	一関市字散田43番地2	訪問介護ステーションこころ	一関市滝沢字宮田51番地12	平成22年1月1日

2 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社ヤマフジ	一関市字散田43番地2	訪問看護ステーションこころ	一関市滝沢字宮田51番地12	平成22年1月1日

3 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社ヤマフジ	一関市字散田43番地2	訪問介護ステーションこころ	一関市滝沢字宮田51番地12	平成22年1月1日

4 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社ヤマフジ	一関市字散田43番地2	訪問看護ステーションこころ	一関市滝沢字宮田51番地12	平成22年1月1日